

# 農薬に関するQ&A

令和3年(2021年)7月

## Q1 お茶には農薬が多く使用されているのですか。

**A** お茶をはじめとして農作物を安定的に生産するためには、病虫害や雑草から農作物を守るための対策(病虫害・雑草防除)が必要不可欠です。対策は、様々な防除手段の中から経済性を考慮しながら利用可能な手段を講じていくことが重要です。

農薬はその中でも、防除の効果が高く、作業の効率性の観点からも重要な防除手段の一つとなっています。農薬には、防除に有効で、かつ安全を確保できるよう、使用方法(希釈倍数、使用量、使用時期、回数など)が定められています。

農林水産省は、都道府県と協力して、農薬が使用方法どおり、適正に使用されるよう、指導を進めています。お茶の生産現場でも、農薬の適正な使用に取り組んでいます。

また、農薬だけではなく様々な方法を組み合わせた総合的病虫害・雑草防除(IPM)の推進や、発生予察情報に基づく適時・適切な防除などを通じ、防除に必要な量だけを適切なタイミングで使用するような取組も進めているところです。

## Q2 お茶から残留農薬が検出されても健康への影響はないのですか。

**A** お茶に含まれる農薬の残留基準値は、農薬が残留する食品を長期間にわたり摂取した場合や、短期間に大量に摂取した場合でも、人の健康を損なうおそれがないことを確認して設定されています。

このため、基準値の範囲内であれば、人の健康を損なうおそれがないと考えています。



# 農薬に関するQ&A

令和3年(2021年)7月

## Q3 日本のお茶の残留基準値が、欧米と比べて高いものがあるのは何故ですか。また、健康への影響はないのですか。

**A** 農薬の使用の可否や使用方法は、各国において、その国の気候、害虫や病害の発生状況、栽培実態等を踏まえて定められています。日本と茶の栽培を行っていない欧米では、お茶に使用できる農薬やその使用方法が異なります。

食品中の農薬の残留基準値については、日本と欧米等で同一の考え方を採用しており、その国が認める使用方法により農薬を使用した際の残留濃度等に基づき、安全性の審査を経た上で設定されています。

上記のように各国で農薬の使用方法等が異なるため、残留基準値が各国で異なることがあります。品目や農薬によって、国内の方が高い場合もあれば、海外の方が高い場合もあります。

仮に、国内の残留基準値が、海外と比べ高い場合であっても、科学的なデータに基づき、人の健康を損なうおそれがないよう設定されたものである(Q2参照)ことから、安全性は確保されています。

## Q4 基準値を上回る残留農薬を含むお茶が流通することはないのですか。

**A** Q1のとおり、お茶の生産において、農薬は定められた使用方法(希釈倍数、使用量、使用時期、回数など)に基づき適正に使用することとされています。

加えて、国内に流通するお茶は、自治体が残留農薬の検査を行い、国が設定した基準値の範囲内であることを確認しています。

万が一、違反が確認された場合には、お茶を廃棄させたり、原因究明や再発防止を指導するなどの措置を講じることとしています。



※ 詳細な説明については、以下のHPもご参照ください。

(農林水産省) 農薬に関するよくある質問

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>



(厚生労働省) 残留農薬 よくある質問

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/shokuhin/zanryu/faq.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/zanryu/faq.html)

